## 08 文部科学省 非予算(構造改革特区·地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る 規制の特例措 置の番号・名 称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 措信 分類 内	置の 各省庁からの提案に対する回答 ・	再検討要請	提案主体からの意見 関	措置の分容」の 到の見直し	各府省庁からの再検計要請に対する回答	プロジェクト 名 提案事 項管理 番号	道府 県 関係省庁
0820010	学年の始期終 期に関する取扱 いについて	則第57条、第59 条、第103条第1 項及び第2項、第1 04条第1項及び第 3項 単位制高等学校教	高等学校の学年は4月1日に始まり、3月31日に繋わるものとされている。 ただし、学年による教育課程の区分を設けずに教育課程を編載、実施するこかできる単位を編纂、等を対していては、これに拠らず、学期の区分に強い入学させ、又は卒業させることが可能である。		高等学校は4月から翌3月を一学年とすると規定されているが、 より多くの留学生や特別子女を 受け入れることができるように、 9月から翌8月を一学年とすることを可能とする。	私たちは、日本で初めての全寮制インターナショナルスクールの設立を目指しています。2013年開校予定の「軽井沢インターナショナルスクール」は、高校1~3年生の男女を教育することを目的とする全寮制の高等学校(学校教育法上の一条校)です。同校では、日本人の子女に加え、て、アジア諸国からの留学生を無絶的に受け、人わら予定であり、「学生50名程度の人学者のうう。30~40~6程度は留学となる予定では、見知のとおり、議外国、特に飲水では、全寮制教育は、知性、倫理観そして地創性を兼ね場えた青少年を育成する教育機関として一定の地位を保健しています。これに加えて、加速度的に進む国際化の動きをうけて、含意が始端でありつつ、国際的な自会で活る悪をそり付に表すり年の育成は不可欠であるという社会の要請にこたえるものです。同校の生徒の母集団のうち30%~40%が留学生であることを考えると、四月から翌年月を学生さるも特別のでは、生徒の受け入れる千ち子とは様して、カリカニラムを構築しています。同境術は、国際が12年とよります。日本の記念を書きると、日本の主とが望ましいと考えています。また。同校は、国際が12日と資格の取得を目標として、カリカニラムを構築しています。同境術は、国際が12号を提出しています。また。同校は、国際が12号を提出しています。また。同校は、国際が12号を提出しています。また。同校は、国際が12号を提出しています。また。同校は、国際が12号を提出しています。20日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	D D	高等学校においては、多様な生徒の個に応じた教育課程の関格を促進し、生徒の選 ボの幅を拡大する観点から、学年による教育課程の区分を設けずに教育管理を編 成・実施することができる単位制高等学校の制度が設けられている。(学校教育法施 行規則第130条第1項) 単位制高等学校においては、教育上支障がないときは、学期の区分に従い、生徒 を入学させ、又は本業させることができる(学校教育法施市預報第1305条第2項。 ・ は制高等学校規程第1条)とされており、9月を教育課程の始期とすることは、現行 制度でも同能である。 また、学年制の高等学校においては、入学時期は原則4月とされているが、国際化 の進限に任い、帰国生徒等の入学機会の拡大区のる場合が、校長が、特別の 更があり、かつ教育上支障がないと認める場合は、学期の区分に従い、入学と終可 し、各学年の課程の修下及び年業を認めることが、きた との課題の作用の課程の修下及び年業を認めることから、生徒を9月に入学 させ、8月に卒業させることも現行制度上可能である。			D -		1 0 0 5 年井沢イン 1 カルスクール設 0 立財団 1	:都 文部科学省
0820020	専修学校の設 査認可権者の 追加	22年点年第20	専修学校の設置は、私立の専権 学校にあっては都道府県知事の 認可を受けなければならない。		私立の専修学校にあっては都道 府県知事の認可を受けなければ ならないとされているが、中核市 の独自性を重視し、私立の専修 学校にあっては、都道府県知事 だけでなく、中核市以上の都市	弊社にて1991年設立・運営中の日本語教育機関NIPPON語学院(財団法人・日本語極層協会B212号認定校)について、世界10ヶ国。340人の留学生を有する政令都市を除く他方恵大規模の日本語学校であり、設置者である群馬い付い赤汁。仮房登録国際拠光示り、は智能と観光地を有する地方都市を除く他方恵大規模の日本語学校であり、設置者である群馬い付い赤汁。仮房登録国際拠光示り、は智能と観光地を有する地方都力を対いて、本程業は、かような事性社自のホットと日本語学校という幕右な特性を活かし、ホナルの中にNIPPON語学院の実育的な一貫校として、実学を旨とする専修学校(仮称いIPPONおもてない学院を設立し、国際ホト規光分野の参展に資する日本人学生及び留学生の輩出を目的とするものです。地域社会はあって、現在のNIPPON語学院に加入IPPONおもてより学院を図言とした。以「日内内を収得学校の18歳以上学生学校群となり、量のかならず質的にも地域の経済、社会、文化の張興に貢献、得る、前結市の他の利を活かした地方都市ならてはの「新し、教育の世紀力・なると明えます。他、異当局に学校法人立むませいました。と呼を記述言なら記念と規令といるとの参考です。入て現行の規制では認可権者の視点が環境であるため、地域の特性を直接的に反映するのが困難であり、認可は計画地である前結市が適当であると考えます。係る手法は、医学分野であれば医学粉に医学的性病療院との必然的技術にあり、諸外国ではおり、諸外国では大阪で持たできた。	D D	現行制度上、専修学校は、学校法人又は準学校法人に限らず、株式会社であっても設置することが可能となっている。ご復業理由にある、募修学校の設置者は学校法人立が望ませい、という規制については、国による規制ではなく都道再規による規制であると考えを52条の1702第1項の規定により、「都道府県、市連市県加事であると考え等を7条での一部を、条例の定めるところにより、両申村が処理することが、できる。」とされているところであり、現行制度しても、都道府県の中断により募修学、校の設置返回を申申付において行うことは可能となっている。この際には、募修学校の設置返回に係る事務を市場・村において適切に処理できる体制があること等を確認する必要があると考える。	右提案主体から の意見を踏まえ、 再度検討し回答さ	係る回答を基に県学事法制課、前橋市政策推進課と 会合を持ちました。県は従来通りに、株式会社立尊修 学校設置は認可ない立場に、地方自治法第252条 の権限経緯も手間、時間、景用に言及、困難であると の類所でした。フ方、前橋市は野力が放立する株式 会社立事修学校の設置に対荷していますが、県より市 の機務移域に関係するのは、成の方針を基制する と現実的でないとのことでありました。従って当初の意 同過、等修学校の設置に可能の当かに必要が の一般の最初により対応可能したの一報 方もなました。とこれが、日本の一部の を見きましたが、上部から、現代が正は、 を行きましたが、上部から、現代表により対応可能したの一報 であるまたが、上部から、現代表には、 を行きましたが、上部から、現代表には、 名無実であると認識せざるを得ない状況にあります。	D - に	に回答したように、専修学校の設置者を学校法人立に限定することは、国 よる規制によるものではありません。 た、現行制度上、都道府県の判断により、専修学校の設置認可を市町村 行うことすることも可能となっていますので、本件については群馬県や前 市とよく話し合っていただくべき問題と考えます。	2 株式会社 群 5 馬ロイヤルホ 群馬	课 文部科学省
0820030	地方自治体の 地方自治体の 市長部局が一 元前の である。 一元前の 一元前の 一元前の 一元前の 一元前の 一元前の 一元前の 一元前の	地方教育行政の組 織及び運営に関す る法律第27条	教育委員会は、地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第 マア保により 寿年、教育長以下 事務局の事務特行を含む教育 委員会の事務的行を含む教育 が別について、外部の学法経験者 の知見も活用したとされ、その結果に関 する報告書を大きたとされ、その結果に関 当な報告書を大きたとない。 ならればないない。 ないないないないないないないないないないないないないないないないない	i	及び  評価等)を行うこととかって	教育に関する事務評価は、首長部局が行ない、教育委員会が重複して行わないこととしたい。現状だと二重行政とも言われかねない状況を生 んでしまっている。 これにより、評価の一元化、評価を基にした展開の一元化、省力化を図る。	С	首長部局による自治体の施策全般に関する評価の一環として教育委員会自らが 評価を行うことは可能であり、ご指摘のような二重行政を必ずしも生じさせるものでは ない。 - なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条に珍られている点検 及び評価等は、政治的中立性の確保、観練性・安定性の確保のため、独立行政委 員会である教育委員会自らが事後にチェックする必要性がある。			С -		1 0 3 0 0 0 0 0 0 0 1 0	:都 文部科学省
0820040	の影響の物質	学、高等専門学校	現在、獣医関係学部・学科の入 学定員については、現行の養成 規模により観察的を含結すれ は、必要となる機関節段数を満 行っています。 基づきの考えに基づき抑制を 行っています。		平成15年3月31日文料省告示 第45号「大学、大学院、短期大 学及び高等両門学校の設置等 に係る認可の基準」による獣医 筋の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 四国には獣医師を要成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協力者会議の提唱するコアカリキュラムを実施 し、高度な観察が教育を行う大学獣医学節を投資することで、即戦力となる獣医師を要成するともに、大学を体とした製薬・動物制造企業等の立地を促進し、 アラスタールーンの拠点値称として、今治市市の地場再生回路。 「日本すべ、少学などの大学な医学節を投資することで、別戦力となる獣医師を要成するとともに、大学を体とした製薬・動物制造企業等の立地を促進し、 アルギューションの拠点値称として、今治市市の地場再生回路。 「日本すべ、少学数医学教師を対しているとの場合・実実に関するとしている。 レル、一束など歌野の野地登込、入学定見地について抑制方針をとっている。 レル、一束など歌野の自然を見たしているとの場合・実実に関する自然研究協力を会議の報告書(文献科学名)では、「獣医師に分する社会的・国際的 ニーズが供給を上回る状況が明らかとなった場合には、獣医系大学の入学定点の増加や字部の新皮管について議論することも必要したされている。また、「財産等」のでは、大学の大学の美の情報を対していて議論することも必要したされている。また、「特別権を出ている。また、同じからアジア地域の観音学教育の水学をあることが日本に来められているなど、は会的一元な明らかであると思いました。 このため、文部科学会に製医学の影響を接受している。最末を実施のの場合を含めることが日本に来められているなど、社会的ニーズは明らかであると思いましている。このため、文部科学会に製工を対している。最末を実施のの場合を含めることが日本に来められているなど、社会的ニースは明らかであると思いましている。このため、文部科学会に製工を対するという、農林大産を入の報告書では、財産学が自然のよりに大きたいていることのよりによりまして、農林大産を対して、自然の主ないといて、対して、教育をといて前の音に検討するとの日舎を文部科学会として、これたまの主張を対して、野原本の主張を書いることととに、協力者を必然が提出を実施の結正を認めることととに、協力者を必然が提出を表現して、教育を経済会のは、これを含んれを育成す もほか、生命科学分野の学際連携の権産や関連を表の業技術等により、新たな生命科学研究拠点をおめます。	F 1	なる、駅内院子部・子科の人子正貝については、駅内町変成かり中間を必要と9 フラウェ ロッサード オーナー・ハッラウェ ロット・ファット	の意見を踏まえ、 再度検討し回答さ	本件提案は、責者の協力者会議が示したコアカリ キュラムを導入した水準の高い戦医学部を、地域を 限って認めて欲しいという提案であり、まさに特宜しか なっているを引かる合語を付置の分割下は、提案の 実現にまたづかる合語やが出ているが、実現に向 けていっなうと聞ことがような検討をしていただいて いるのかご教示しただきたい。	成告い学学養が必地で 田	本年3月にとりまとめられた調査研究協力者会議の報告書において、「新 長戦略におけるライフ・イノベーションの実現に向けた取組の動向や、報 書で賃富された改革の成果を動業して、今後の意販節業成の在り防ごの て、引き続きを対していくことがよりなわられるにされていることから、欠い 省では、本年秋にも協力者会議を再開に、報告書に提言された共同学部 イをでは、本年秋にも協力者会議を再開に、報告書に提言された共同学部 はお、意思研を学部・学科の人学定員については、緊医師実成が6年間で 近まり、意思研を学部・学科の人学定員については、緊医師実成が6年間で から、歌医師委 収斂権をもった学全体の課題として対応することが遭切 す。このため、これをで置ねてごの音中止上げてきたとおり、「提案につい 特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。	。 3 今治市、愛媛 愛媛	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
0820050	の業務範囲の 拡大(附属学校	学校教育法第2条、同附則第5条 地方独立行政法人 法第21条、第70条	地方独立行政法人法第21条、第 70条により、公立九字等法人は大 子又は大学及び高等等円学校 のの場合とである。 の場合しての事務を 行ってはならないとされており、 初等中等教育政権の公立学校 設置はできない。		公立大学法人が、大学及び高等 専門学取以外の学校(開高校 及び中学などの急遽及び申 変化の意識を ができるよう。公立大学法人の 業務範囲を拡大する	(提案内容) 現在、兵庫東立大学では平成26年度を目前に公立大学法人への移行について検討を進めているが、公立大学法人は現行の地方独立行政法人 及在では、附属中高を設置及び管理することはできない。公立大学法人移行後も、これまでと同様の中高大一貫教育を実施するため、公立大 学法人による附属中高の設置・運営を目指す。 (提案理由) ・兵庫県には、大型放射光施設SPring-8、X線自由電子レーザー、京連コンピュータ「京」等の世界最先端の研究施設、研究機関が立地し、これ 6年有功に活用するために産学官が連携した材や母来の科学技術を担う人材である青少年の育成を推進している。 ・兵庫県立大学においても、これら研究施設の立地する機能科学公園都市やボートアイランドに理学部や大学院研究科を設置し、失導的・投 制的な研究の活進と地域や回路社会で活躍できる人材の育成を目前してきた。 ・加えて、許今の少十氏の進展や理系線丸の傾向もあり、大学のみその教育では限界があることから、附属中学及び高校(以下、「附属中高」という、2部間以、大学のイン・デブラスもは、大学のイエンチブラスとは、大学のイエンチブラスとは、大学のイエントで、第内に立地する最先能の研究施設を有効に活用し返果を上げていてからには、それらを使いこなせる人材の育成が不可欠であり、大学のイ ・ミアラブの上と日料学技術について少年期から取り組む中高大一貫教育が今後も必要と考えるため、地方独立行政法人法等の改正又は弾力的な運用を求める。	F	現住、国族サ子校及い高寺子校は歌再会員裏の所管だるつにおり、これを公立人 学法人の附属学校と「正置を行うためには、教育委員会制度の趣旨である中立 は、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の 地域特性の関係など、多岐にわたる課題があり、これらについて、検討を行っていき	、具体的な検討	長庫県立大学では平成25年4月を目途に公立大学法人への毎年について終計を進めているので、それまで、日舗製造について終計を進めているので、それまで、日舗製造について総計を進かている場合である。大学法人移行時には対威学校の設置・運営ができるようお願いしたい。	F I 検	計を開始したところであり、その進捗については、今後、随時報告をしてま りたい。	1 0 3 9 兵庫県 兵庫	享果 総務省 文部科学省
0820060	公立大学法人 (地方独立行政 法人) 中華 (地方独立研究成る (地方独研究成る (地方) 中華 (地方) 中華 (地方) 地方 (地方) 也方 (地方) 也 (地方) 也 (也) 也 ( (b) 也 (b)	地方独立行政法人 法第21条、70条	公立大学法人の行う業務は大学 又は大学及び高等専門学校の 設置及び管理並びにこれらに附 帯する業務に限定されている。		の更なる活性化を図り、大学の 保有する知の環元を促進するた	①現状 大阪成立大学では、企業への技術移転等により教育研究の成果の社会選元を図っている。 2 問題 「職業実施企業に対し出資することができず、技術移転による教育研究の活性化が図りされていない。 2 問題 「職業実施企業に対し出資することができず、技術移転による教育研究の活性化が図りされていない。 とれる大学法人は「数学と経営の面正を図る形で、大学をより接命的、自体的な環境に置き変育研究の活性化を図る機管から制度設計した。 ともそもも、公立大学法人は「数学と経営の面正を図る形で、大学をより接命的、自体的な環境に置き変育研究の選生性のようで、 数立団体から離れた自動 努力により超いるなどであったとが、対策を必要が開始されている。しかし、出資については、私立大学の店が国立大学も一定認められているが、公立大学 法人はなく認めれておらず、研究表の活用が図りませているが、公立大学 法人はなく認めれておらず、研究表の活用が図りませていない。 図ることが自然に、この表が技術情報に設けったが一定が表しませま。業に出資できていれば、その収益で大学の教育研究の更なる活性化を図ることが、この表が表は、対象が表が表し、大学法人から事業実施企業への出資を、当成大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 (3)業 (3)業 (3) 大学法人から事業実施企業への出資を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 (3)業 (3)業 (3)業 (4)また、日本学、日本学、日本学、日本学、日本学、日本学、日本学、日本学、日本学、日本学	C	公立大学の研究成果を地域の活性化につなげていく取相については、技術供与 共同研究・耐音等の手段により現在でも可能である。また、公立大学法人が事業実 共同研究・耐音等の手段により現在でも可能である。また、公立大学法人が事業実 出版することができることから、提案の通信が実現可能がある。 出版することができることから、提案の通信が実現可能がある。 は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、こともう な具体的な事項があれば、その内容をお聞きした上で、再度検討させていただきた い。	占提案主体から の意見を踏まえ、 再度検討し回答さ れたい。	本提案における出資は大学法人その研究成果を事業化する企業との間で行われるへきものであり、そこに将が出資することは想定していない。 更なな勢音研究の推進のためには、共同研究等により大学の研究成果を社会に還元するのはもとより、技術移転に伴いより自らの財富で繋がる事業化企業への出費を可能とし、インセンティブを働かせる仕組みが必要である。 現在、大学で取り組んでいる環境等の高度技術を活用した製品開始が発売を実に置けませまった。 現在、大学で取り組んでいる環境等の高度技術を活用した製品開始が発売支充であり、事業化する企業に置けませまった。	- 公	提案については、出資に関する設立団体と公立大学法人との関係、技術 転の手法やその実現性など検討すべき事項が多い。 立大学法人自ら出資するべきさする理由、技術移転の具体的な内容や方 等をお聞きした上で、再度検討させていただきたい。	1 0 5 5 5 0 1 0	股府 総務省 文部科学省
0820070	公立大学法人 (地方独立行政 (地方独立行政 備を行う際の長 期借入規制の 緩和	地方独立行政法人	地方独立行政法人は、長期借 入金及び債券等行をすることが できない。ただし、設立団体から の長期借入金については、この 限りでない。		設整備に係る資金需要の平準 化を図り、実際に当該施設で教 育研究を行う法人自身により柔	① 現状  公立大学法人は長期借入できないため、施設整備の資金需要平準化のため、設立団体が起債等により施設を整備し法人に出資する。 27問題点 効率等。効果的な整備を行う超点から、民間のノウハウを活用し法人自ら整備することが望まし、大阪府立大学では法人に代わり長期借入の主体となる特別自的会社(50つ)を設立し、資金需要を平率化している。しかし、5つ01名を整備事業ごとに必要で、法人設立に係る事務コストもかかる等課題があり、学生・製工員の命を守る所置政策が選挙の基かせるとしている。 27年 (19年 (19年 (19年 (19年 (19年 (19年 (19年 (19		現在でも、公立大学法人の施設整備について、その設立団体からの長期借入により。 一行うことが可能であるが、財務重要の健全性を担保する拠点から民間の金融機関等からの長期借入れを行うことはできない。	右提案主体から の意見を踏まえ、 再度検討し回答さ れたい。	大学法人が施設整備を行う際、設立団体(地方公共 団体)から長期借入をする場合は起候等の手続きが 必要となり、機動的で素数を整備を行うことが困難で あるため、金融機関等からの借入れを可能とされた い、なお、長期借入しあたっては、議会の職法を経て 府が認可するといった環境な手続きを担保すること で、設立団体に対った場所とパン学法人の財政の健 全性は十分確保されると考えている。	C - 15	立大学法人は、その運営に関する経費を自らの収入で晴うことができず、 運財高を自ら顕達できない、このため、公立大学法人に長期情えを認め としても最終的に設立団体が保護財源を負担しなければならないことか 、公立大学法人が「金融機関等」から長期借入を行うことを認めることは道 ではない。	1 0 5 5 5 5 0 0 0 2	反府 総務省 文部科学省
0820080	取得済特許權 利用の経済活 性化事業	保に関するみ合体	(学校施設の利用について) 学校の施設は、学校教育上支障 のない限り、社会教育その他公 共のために利用。 さこととしている。		不足。東日本震災の復興、デフ レ経済克服等の諸策が山積して いる現状ではあるが、政府には 財源がない。此の期に於いて当 社取得済みの特許権を活用し 社方排他的なビジネス、モデル、ス キームを確立し全風氏が一体さ でって国難解決に遷進すべき時	全国に点在建設済みの小・中・高・大学校数は総数39.083校である。各校の建物の屋上に太陽光発電バネルを設置することによって、約400 万kwの電力を得ることが可能であると推定される。(一校あたり100kwとして計算)これらの工事を国民が販売促進用として取得しているポイントを提出していただき、オープン機賃に生せした力式で食を得ることによって、感動意識、スリルを味わっこともでき、夢のあるビジネススネースができる。たりに、現実においては、政府がは本推出半備中の毎年可能エネルー・何別措置とかの立法が確立したは、出力の買款場合・地名用刷品・低却年月中の詳細が決定せず、本事業の近常は不可能である。よって立法の上で、機変な立法、協議、実行の予定である。したりで登録と記憶のみ提出し、政府の立法化を終めつつ、事業形態を定める予定である。ちなみに財源は国民が提出するポイントをPFI力式による形態にする予定である。 ついては、名学校に対し、校舎の屋上に太陽光発電バネルを民間が設置できるようにするとともに、太陽光発電バネルを設置する際に弊害となる建築基準法の各種規制を緩和することを求める。	D	(学校施設の利用について) - 学校の施設は、学校教育上支障のない限り公共のために利用させることができ、その判断は、各学校を設置する設置者が行うこととなっている。			D -		1 福井商工会 6 議所、総市姫 0 商事、佐藤電 0 工、中路電設 1 機	·県 文部科学省 国土交通省